

令和4年度

船橋市国民健康保険事業特別会計予算

議案第2号

令和4年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算

令和4年度船橋市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ50,826,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和4年2月15日提出

船橋市長 松戸 徹

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位：千円)
款	項	金 額
10	国民健康保険料	10,822,000
	10 国民健康保険料	10,822,000
15	国庫支出金	1,700
	15 国庫補助金	1,700
25	県支出金	34,910,000
	10 県補助金	34,910,000
33	財産収入	100
	10 財産運用収入	100
35	繰入金	4,945,400
	10 他会計繰入金	4,775,400
	15 基金繰入金	170,000
40	繰越金	100
	10 繰越金	100
45	諸収入	146,700
	10 延滞金・加算金及び過料	74,160
	25 一部負担金	10
	30 雑入	72,530
歳 入 合 計		50,826,000

歳 出

(単位：千円)

歳 出 款	項	金 額
10 総務費		816,400
	10 総務管理費	574,190
	15 徴収費	242,210
15 保険給付費		34,364,000
	10 療養諸費	30,155,850
	15 高額療養費	4,011,120
	17 移送費	350
	20 出産育児諸費	159,680
	25 葬祭諸費	36,000
	30 傷病手当金	1,000
21 国民健康保険事業費納付金		14,915,400
	10 医療給付費分	10,012,490
	15 後期高齢者支援金等分	3,651,830
	20 介護納付金分	1,251,080
25 共同事業拠出金		100
	10 共同事業拠出金	100
30 保健事業費		537,400
	10 保健事業費	15,220
	15 特定健康診査等事業費	522,180
35 諸支出金		92,700
	10 償還金及び還付加算金	92,700
40 予備費		100,000
	10 予備費	100,000
歳 出 合 計		50,826,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険窓口受電業務委託料	令和4年度～令和7年度	126,000千円
国民健康保険被保険者証作成業務委託料	令和4年度～令和5年度	500千円
国民健康保険短期被保険者証更新通知書等作成業務委託料	令和4年度～令和5年度	450千円
国民健康保険料催告書作成業務委託料	令和4年度～令和5年度	450千円